

## 株主各位

証券コード 6656

2025年7月7日

(電子提供措置開始日 2025年7月4日)

秋田県仙北市角館町雲然荒屋敷79-1  
インスペック株式会社  
代表取締役社長 菅原 雅史

### 第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

#### 【当社ウェブサイト】

<https://www.inspec21.com/>



#### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6656/teiji/>



#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHelpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「インスペック」または「コード」に当社証券コード「6656」（半角）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によつて議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従つて、2025年7月24日（木曜日）午後5時20分までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

インターネットにて有効に議決権行使頂きました全ての株主の皆様には、議案の賛否にかかわらず、心ばかりの謝礼として、株主様お一人につきデジタルギフト500円分をお贈りさせて頂きますことを併せてご案内申しあげます。

敬具

記

1. 日 時	2025年7月25日(金曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2. 場 所	秋田県仙北市角館町古城山18-12 グランデールガーデン(TEL 0187-55-2600) (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目 的 事 項	
報 告 事 項	第37期(2024年5月1日から2025年4月30日まで)事業報告、計算書類報告の件
決 議 事 項	
議 案	第17回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットにより、複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
1. 新株予約権等の状況
  2. 業務の適正を確保するための体制
  3. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
  4. 個別注記表
- したがいまして、当該書面に記載している事項は、会計監査人が会計監査報告を、監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

以上

## 【工場見学会開催のご案内】

本株主総会終了後に、ご出席の株主様を対象に当社の工場見学会の実施を予定しております。参加をご希望される株主様は、本株主総会当日の受付にて参加ご希望の旨をお申し付けください。所要時間は最大で45分程を予定しております。株主総会会場から車で5分ほどの場所にある当社本社での開催となりますので、お手数ですが、本株主総会終了後にご移動をお願いいたします。来場時に送迎バスをご利用になられた株主様は、会社までの送迎バスを運行いたしますので、送迎バスを利用する旨についても受付時に併せてお申し付けください。





## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で 議決権行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

#### 行使期限

2025年7月24日（木曜日）  
午後5時20分到着分まで



### インターネットで 議決権行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

#### 行使期限

2025年7月24日（木曜日）  
午後5時20分入力完了分まで



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

#### 日 時

2025年7月25日（金曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 議案

- 賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

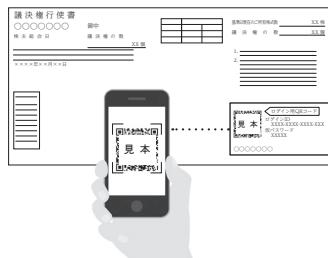
※議決権行使書用紙はイメージです。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・  
仮パスワード」  
を入力  
「ログイン」  
をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 午前9時から午後9時)

# 事 業 報 告

(2024年5月1日から)  
(2025年4月30日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果 (全体)

当事業年度（2024年5月1日～2025年4月30日）における世界経済は、金融引き締め政策の継続、中国経済の停滞、ウクライナ情勢及び中東地域における地政学リスクの長期化、米国の政策動向による景気減速懸念など先行き不透明な状況が続いております。わが国経済につきましては、雇用や所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇の継続や、不安定な国際情勢による景気下振れリスクが高まるなど、先行き不透明感が強まっております。

このような経営環境の中、当社の当事業年度の売上状況につきましては、基板検査装置関連事業は当初計画を達成したものの、露光装置関連事業の受注・売上が獲得できず、当事業年度の売上高は当初計画を下回りました。

当事業年度の受注状況におきましては、2025年4月9日付及び2025年4月28日付「大型受注に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、当社の主力製品である半導体パッケージ基板検査装置及びロールtoロール型検査装置の大型受注をそれぞれ国内外の顧客から獲得し、当事業年度の受注高は3,014百万円（前事業年度比173.3%増）と過去最高となり、当事業年度末における受注残高は1,420百万円（前事業年度比120.6%増）となりました。

当社の主力事業であります基板検査装置関連事業につきましては、現在、生成AI向けデータセンターの大規模投資が継続し、半導体パッケージ基板及びインターポーラー<sup>※</sup>向け検査装置の新規需要の高まりにより高性能検査装置の引き合いが増加していることから、受注獲得へ向け技術開発に取り組んでおります。

また、当社は製品や技術を広く紹介し、新たな顧客との接点を構築するべく、国内外の展示会に積極的に出展しております。新事業年度におきましても、当事業年度に引き続き2025年6月4日～6月6日に東京ビッグサイトで開催されました「JPCA Show 2025（主催：一般社団法人日本電子回

路工業会）」に出展し、商談に繋がるお問い合わせも多くいただきました、大盛況で終えることができました。

一方、露光装置関連事業につきましては、当社独自のFPC向けロールtoロール型シームレス両面同時直描露光装置を開発し、成長を目指してまいりましたが、近年の電気自動車産業の停滞によりEV向けFPC市場の成長が鈍化し、当初の想定を大きく下回り需要が減少したこと、加えて市場環境の回復が短期的には見込むことが難しいと判断したため、2025年3月14日付「露光装置事業からの撤退、特別損失の計上、業績予想の修正及び剰余金の配当予想の修正（無配）に関するお知らせ」で開示いたしましたとおり、露光装置関連事業からの撤退を決定いたしました。

今後は、基板検査装置関連事業へ経営資源を集中し、技術開発の強化と市場ニーズへの迅速な対応を図ることで、拡大する需要に対応すべく、総力を挙げて取り組んでまいります。

以上の結果、当社の当事業年度の売上高は2,237百万円（前事業年度比34.1%増）、営業利益は108百万円（前事業年度は営業損失233百万円）、経常利益は116百万円（前事業年度は経常損失263百万円）、事業撤退損247百万円を特別損失として計上したことにより当期純損失は142百万円（前事業年度は当期純損失353百万円）となりました。

当社は、「基板検査装置関連事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は記載しておりません。

※ 半導体チップとパッケージ基板の間を配線する微細な再配線層、高性能半導体の重要な部材

#### （研究開発）

当事業年度における研究開発活動の総額は358百万円であります。

AI市場の急成長に伴い、半導体パッケージ基板はチップレット<sup>※</sup>化、微細配線化が急速に進んでおります。これに対応するため、パッケージ基板検査装置SXシリーズは、更なるファイン化に対応するべく、L/S=1.5μm/1.5μm対応のSX7000シリーズの開発を行うとともに、L/S=5μm/5μm対応のショート欠陥を修正するリペア装置の準備も行っており、次世代基板の歩留まり向上に貢献できるラインナップを揃えております。ロールtoロール型検査装置RAシリーズでは、電気自動車(EV)による需要が中国から東南アジアにシフトしております。これに対応するため、さらなる高速化、AI搭載を進め、また、海外現地での生産委託を推進し競争力の強化を行ってまいります。

※ 半導体を複数の小さなチップに分けて製造、組み合わせて一つのパッケージ基板に収める技術

② 資金調達の状況

当社は、2021年4月に第13回新株予約権（行使価額修正条項付）を発行し、当事業年度中の行使により6百万円の資金調達を行いました。なお、第14回新株予約権につきましては、当事業年度中の行使は行われておりません。

当社は、2024年12月に株式会社秋田銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を延長（コミットメント期間2024年12月30日～2025年12月30日、総額20億円）いたしました。当事業年度は、生成AI向けデータセンターの大規模投資が継続して行われており、また、次世代向け検査装置の開発といった商談も継続して行われております。そのため、当社の主力製品でありますロールtoロール型検査装置及びフラットベッド型検査装置の受注が今後も継続して見込まれます。

以上のように、当社の事業は、大量かつ高額の部材調達が先行する事業形態であるため、受注増加が必要運転資金の増加に直結いたします。そのため、安定的な資金調達手段を確保する目的として本契約を締結いたしました。

③ 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資は133百万円であります。その主なものは、次世代向けレーザーリペア装置開発のデモ機製作44百万円、土地造成費用37百万円であります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### 当社の財産及び損益の状況

区分	期別	第34期 2022年4月期	第35期 2023年4月期	第36期 2024年4月期	第37期 (当事業年度) 2025年4月期
売 上 高 (千円)		1,762,330	2,290,440	1,668,357	2,237,768
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)		132,346	81,502	△263,297	116,924
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)		155,399	78,844	△353,827	△142,270
1 株 当 た り 当期純利益又は 1株当たり当期 純損失 (△) (円)		41.00	19.96	△88.34	△35.51
総 資 産 (千円)		3,277,238	3,977,935	3,739,515	3,000,683
純 資 産 (千円)		1,087,642	1,407,446	1,079,166	958,564
1 株 当 た り 純 資 産 (円)		241.92	309.68	220.54	186.45

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社は、経営の基本方針に基づき次の課題に取り組んでおります。

##### ① 高い競争力を持つ装置の開発

当社の柱となる基板検査装置関連事業について、生成AIの発展によりデータセンター向けの大規模投資を背景に、次世代CPU・GPUなどのハイエンデバイスにおけるチップレット化で、より高機能化する半導体パッケージ基板に対応する検査装置の開発が急務であります。今後は配線パターンの微細化に対応する高性能検査装置の開発、近年主流になりつつある全自動化システム装置の更なる進化を実現し、急拡大する市場のニーズに応えてまいります。

##### ② 収益体质の強化

昨今の原材料価格の高騰や円安の影響により、当社製品も製造コストが増加し、利益率を低下させております。この課題に対し、顧客折衝による価格転嫁のみならず、生産効率向上による原価低減を目指しております。

具体的には、見積段階から工数とノウハウを正確に管理することで基準となる適正な原価を算定し、予実管理システムを運用することで原価低減に努めております。

また、サプライチェーンの見直しを図り、新規サプライヤーの開拓によってリスク分散及びQCDの向上を目指し、より効率的・柔軟・持続可能な仕組みに改善していくことに取り組んでおります。

最適コストで高収益体质を維持し、市場における競争力を高めていくと同時に、次世代に向けた開発投資や株主還元にもつなげてまいります。

##### ③ 海外市場向け販売の強化

海外市場においては、台湾及び中国の総販売代理店であった台湾TKK社と2025年4月に契約を解消し、既存代理店のWorld Wide Semi-Conductor Equipment社による中国、タイ及びベトナムでの営業活動に注力しております。

今後は東アジア諸国で拡大しつつある半導体関連市場をメインターゲットとし、台湾及び中国の展示会への出展、新たな台湾現地法人商社との連携や、当社子会社「台湾英視股份有限公司（所在地：台湾桃園市）」での実機デモンストレーションで商談活動を活発化させることや、タイ、ベトナムを中心とした東南アジアの展示会への出展等を通じて海外市場での販売活動を強化してまいります。

#### ④ 人的資本経営の強化

当社は人的資本に積極投資し、持続的成長を支える組織力を強化するため、次世代のリーダーと高度専門人材の育成を進めてまいりました。市場の変動がもたらす企業間競争は激化しており、この厳しい競争を生き抜くためにも、社員一人ひとりが成長を続けその能力を最大限発揮することが不可欠であります。

2023年5月より運用を開始した人事評価制度の活用や階層別の教育研修制度を充実させ、初任給の引き上げや基本給のベースアップなど、働きがいのある職場環境を整備することで従業員エンゲージメントの向上を図っております。

また、当社のパーカス・バリューを日々の意思決定の指針として掲示することで全従業員に浸透させ、同じ目標に向かって一丸となり、企業価値の向上を実現させることで、全てのステークホルダーの期待に応えられるように取り組んでまいります。

#### ⑤ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、リスク管理を徹底し、経営の透明性を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

リスク管理については、第三者である社外役員の登用による経営への監視、内部監査による業務執行に関するリスクの監視とモニタリング及び月1回開催のコンプライアンス・リスク管理委員会によりコンプライアンスの徹底と事業全体のリスクを監視することで内部統制組織を強化しております。

経営の透明性については、内部統制組織を強化し、企業の透明性向上に努めるためステークホルダーに対する情報開示と説明責任をより明確に果たしていくことに取り組んでおります。

今後も企業価値を継続的に高めていくため、経営上の組織体制の強化と仕組みを整備し、必要な施策を実施してまいります。

#### ⑥ サステナビリティ経営の実現に向けた取り組み

当社は、2023年5月に「確かな技術とあくなき挑戦で、創造社会を切り拓く」というパーカスを策定いたしました。このパーカスには「Society 5.0」ともいわれる創造社会の実現に事業活動を通じて取り組んでいくというメッセージが込められております。

またこのパーカスには、現在地球が抱えている様々な問題に対して、

SDGs活動における地域社会への貢献や環境問題解決への貢献に真摯に取り組まなければ持続的な企業価値向上は見込めない、というサステナビリティ経営の考え方方が強く反映されております。

当社は、自社製品の技術革新による生産性向上・人手不足解消・クリーンエネルギー技術発展への貢献や、工場・オフィス室内照明のLED化や事務処理のペーパーレス化に取り組んでおり、2025年4月より100%再生可能エネルギーを本社工場に導入いたしました。今後も事業活動及び事業活動を通じたSDGs活動によって、創造社会と持続可能な社会の実現を目指し、全てのステークホルダーの期待に応えられるように取り組んでまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年4月30日現在)

当社は、基板検査装置関連事業を行っております。主要な製品は次のとおりであります。

区分	主要製品名
基板検査装置関連事業	<ul style="list-style-type: none"><li>半導体パッケージ基板向けAOI<sup>※1</sup></li><li>精密FPC向けロールtoロール型AOI<sup>※1</sup></li><li>半導体パッケージ基板向けAOS<sup>※2</sup></li></ul>

※1 AOI：自動外観検査装置

※2 AOS：レーザーリペア装置

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2025年4月30日現在)

##### ① 当社

本社及び工場	秋田県仙北市
東京オフィス	東京都港区
長野サポートセンター	長野県長野市

##### ② 子会社

該当ありません。

#### (7) 使用人の状況 (2025年4月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人數	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
85名（3名）	-(3名増)	41.6歳	10.9年

（注）使用人數は就業員数であり、当事業年度中における出向者及び休職者を含みません。

また、嘱託社員は（ ）内に内数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年4月30日現在)

借入先	借入残高
シンジケートローン	1,000百万円
株式会社日本政策金融公庫	272百万円
株式会社商工組合中央金庫	269百万円
株式会社秋田銀行	101百万円
羽後信用金庫	18百万円

(注) シンジケートローンは、株式会社秋田銀行他2行からの協調融資によるものです。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (2025年4月30日現在)

① 発行可能株式総数 10,000,000株

② 発行済株式の総数 4,012,800株

(注) 第13回新株予約権の行使により、発行済株式の総数は6,000株  
増加しております。

③ 株主数 4,911名

④ 大株主

株主姓名	持株数	持株比率
菅原 雅史	237,080株	5.90%
緒方 顯吉	224,000株	5.58%
塩谷 亮子	95,400株	2.37%
高橋 喜一	89,200株	2.22%
日本証券金融株式会社	84,300株	2.10%
小林 晃	82,269株	2.05%
株式会社滋慶	52,200株	1.30%
高橋 秋男	49,400株	1.23%
加賀谷 幸男	47,600株	1.18%
野崎 清司	46,700株	1.16%

(注) 持株比率は自己株式(192株)を控除して計算しております。

### 3. 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況 (2025年4月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役社長	菅原 雅史	代表執行役員
常務取締役	富岡 喜栄子	—
取締役	渡辺 晃彦	執行役員営業部長
取締役	菅原 亮太	台灣英視股份有限公司董事長兼総經理
取締役	小林 英明	H2Rコンサルティング株式会社代表取締役 小林英明税理士事務所所長 サンファースト株式会社監査役 一般社団法人エコの輪代表理事
取締役	土門 孝彰	株式会社秋田銀行営業支援部 チーフアドバイザー
取締役	陶山 さなえ	—
常勤監査役	後藤 勉	—
監査役	藤田 幸治	—
監査役	佐野 元彦	株式会社サノ・コーポレーション代表取締役 株式会社サノ・ファーマシー代表取締役 株式会社サノ・ホールディングス代表取締役

- (注) 1. 取締役小林英明氏・土門孝彰氏及び陶山さなえ氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役藤田幸治氏及び佐野元彦氏は、社外監査役であります。  
 3. 取締役小林英明氏及び監査役藤田幸治氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員であります。

(ご参考) 取締役及び監査役のスキルマトリックス

氏名	地位	性別	属性	期待される役割及び知識・経験・能力						
				企業 経営 経営 戦略	財務 会計	法務 ガバ ナン ス	営業 事業 戦略	開発	グロ ーバ ル	ESG サス テナ ビリ ティ
菅原 雅史	代表 取締役 社長	男		●			●		●	
富岡喜榮子	常務 取締役	女			●	●				●
渡辺 晃彦	取締役	男		●			●		●	
菅原 亮太	取締役	男					●	●	●	
小林 英明	取締役	男	【社外】 【独立】	●	●					
土門 孝彰	取締役	男	【社外】				●	●		
陶山 さなえ	取締役	女	【社外】	●						●
後藤 勉	常勤 監査役	男			●	●				
藤田 幸治	監査役	男	【社外】 【独立】		●	●				
佐野 元彦	監査役	男	【社外】	●		●				

② 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当ありません。

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個人別の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社内取締役及び社外取締役について、その職務に鑑み、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与を支払うこととする。また、非金銭報酬として、社内取締役に対しては株式報酬型ストック・オプションを支払うこととし、取締役に対しては通常型ストック・オプションを付与することを、事業年度ごとに都度株主総会へ上程することとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬額の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬並びに非金銭報酬の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、各事業年度の売上高、営業利益等の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として、社内取締役及び社外取締役に対し、毎年8月と12月に支給する。

非金銭報酬は、社内取締役に対し、2017年7月28日開催の第29期定時株主総会で承認された株式報酬型ストック・オプションについて、年額30百万円以内、年間100個を上限に付与することを毎年8月に取締役会で決定する。また、通常型ストック・オプションについて、事業年度ごとに、当社の取締役を対象として付与することを、都度株主総会へ上程するものとする。

- d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬額に対する割合の決定に関する方針

当社の個人別の取締役（社外取締役を除く。）の報酬割合については、役職位が上位になるに従い、金銭報酬、業績連動報酬並びに非金銭報酬の割合が多くなるようにしている。

- e. 取締役の個人別の報酬の内容についての決定に関する事項

当社の個人別の取締役の基本報酬は、代表取締役社長兼代表執行役員菅原雅史が個々の取締役の職責を踏まえ決定する。業績連動報酬（賞与）の個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長がその具体的な内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の担当部門の業績を踏まえて決定する。また、非金銭報酬の株式報酬型ストック・オプション及び通常型ストック・オプションについては、取締役会決議にもとづき、代表取締役社長が役位、職責、在任年数をもとに個人別の割当個数（株数）を毎年9月に決定する。なお、委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ評価を行うには、代表取締役社長が最も適していると判断したためである。

口. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度における個人別の取締役の報酬の内容については、基本報酬及び業績連動報酬については株主総会で決議された報酬額の範囲内で、ストック・オプション付与については、株主総会で決議された範囲内で各取締役への配分を代表取締役社長兼代表執行役員菅原雅史に決定を一任しております。取締役会は、代表取締役社長が報酬の決定にあたっては、会社業績及び各取締役の個人業績に対する業績等を勘案して決定していることで、上記決定方針に沿う内容であると判断しております。

## ハ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	57,136千円 (5,291千円)	42,224千円 (4,382千円)	9,000千円 (690千円)	5,911千円 (218千円)	7名 (3)
監査役 (うち社外監査役)	10,110千円 (3,438千円)	9,770千円 (3,220千円)	— (—)	340千円 (218千円)	3名 (2)
合計 (うち社外役員)	67,246千円 (8,729千円)	51,994千円 (7,602千円)	9,000千円 (690千円)	6,251千円 (437千円)	10名 (5)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会において年額100百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役は1名）です。また、別枠で2021年7月27日開催の第33期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額30百万円以内、年間100個以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は、4名です。
3. 業績運動報酬として、取締役に対して役員賞与を支給しております。業績運動報酬の算定方法は、売上高、営業利益等の事業計画の達成度合いに応じて算出し、上記報酬限度額の範囲内で支給額を決定しております。当該指標を採用した理由は、業績を報酬に反映させるのに客観的な指標であると判断したためであり、その実績については「1. 会社の現況に関する事項 (1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。
4. 監査役の報酬限度額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
5. 当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。
6. 2023年7月28日開催の第35期定時株主総会において、取締役及び監査役に対し、非金銭報酬として新株予約権を交付することで決議いただいております。当該新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただいた「年額100百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいた「年額2,000万円以内」としております。当該株主総会終結時点での取締役の員数は、7名（うち、社外取締役は3名）、監査役の員数は、3名（うち、社外監査役は2名）です。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、非業務執行取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を各社外取締役及び各監査役との間で締結しております。

#### ⑤ 役員等責任賠償保険契約に関する事項

当社は、当社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものであり、その保険料は全額会社が負担しております。但し、故意又は重過失に起因して賠償請求された損害は当該保険契約により填補されません。

#### ⑥ 社外役員に関する事項

##### (i) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小林英明氏は、H2Rコンサルティング株式会社代表取締役、小林英明税理士事務所所長、サンファースト株式会社監査役、一般社団法人エコの輪代表理事でありますが、当社との間には特別な関係はありません。

取締役土門孝彰氏は、株式会社秋田銀行営業支援部チーフアドバイザーでありますが、当社との間には特別な関係はありません。

監査役佐野元彦氏は、株式会社サノ・コーポレーション、株式会社サノ・ファーマシー及び株式会社サノ・ホールディングスの代表取締役でありますが、当社との間には特別な関係はありません。

##### (ii) 当事業年度における主な活動状況

###### ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会（16回開催）		監査役会（14回開催）	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	小林英明	16回	100.0%	—	—
取締役	土門孝彰	15回	93.8%	—	—
取締役	陶山さなえ	11回	91.7%	—	—
監査役	藤田幸治	16回	100.0%	14回	100.0%
監査役	佐野元彦	15回	93.8%	12回	85.7%

(注) 取締役陶山さなえ氏は2024年7月29日開催の第36期定時株主総会で選任されており、それ以前に開催された取締役会の回数は除外しております。

・取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役小林英明氏は、公認会計士としての企業会計監査及びコンサルティング業務に関する高度な専門知識と豊富な経験を活かした経営の監督や助言が期待されております。当事業年度開催の取締役会においては、かかる経験・見識や専門知識に基づき、当社事業展開上のアドバイスや疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

取締役土門孝彰氏は、専門分野で培ってきた豊富な経験から主に技術面の観点から経営の監督や助言が期待されております。当事業年度開催の取締役会においては、かかる経験・見識や専門知識に基づき、当社事業展開上のアドバイスや疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

取締役陶山さなえ氏は、企業経営者としての豊富な経験から、主に経営面に関する監督や助言が期待されております。当事業年度開催の取締役会においては、かかる経験・見識や専門知識に基づき、当社事業展開上のアドバイスや疑問点等を明らかにするため適宜質問し意見を述べております。

監査役藤田幸治氏は、主に業務監査、会計監査全般の見地から、監査役佐野元彦氏は、主に経営面に関する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため、また、監査の方法及び結果、その他の監査役の職務の執行に関する事項に係る助言・提言を行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

① 名称 監査法人アヴァンティア

② 報酬等の額

(i) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 20,600千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(ii) 当社が支払うべき金銭その他の  
財産上の利益の合計額 20,600千円

(iii) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、監査法人アヴァンティアの報酬等の額について、監査  
計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積算出根拠などが適  
切であると判断し、これに同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要がある  
と判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を  
株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する  
と認められる場合には、監査役会は監査役全員の合意により会計監査人を  
解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に  
招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由  
を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

会計監査人の会社法第423条第1項の責任について、会計監査人が職務  
を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項  
に規定する最低責任限度額をもって、会計監査人の委嘱者に対する損害賠  
償責任の限度といたします。

# 貸借対照表

(2025年4月30日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,229,608	流 動 負 債	1,433,208
現 金 及 び 預 金	540,332	買 掛 金	85,868
電 子 記 録 債 権	289,957	短 期 借 入 金	1,000,000
売 掛 金	770,702	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	154,224
仕 掛 品	407,987	未 払 金	58,237
原 材 料 及 び 貯 藏 品	204,259	未 払 費 用	20,662
前 渡 金	200	未 払 法 人 税 等	17,969
前 払 費 用	15,593	未 払 消 費 税 等	33,688
そ の 他	575	預 り 金	9,689
固 定 資 産	771,074	リ 一 ス 債 務	7,970
有 形 固 定 資 産	736,057	製 品 保 証 引 当 金	3,812
建 物	413,840	賞 与 引 当 金	36,887
構 築 物	18,521	役 員 賞 与 引 当 金	4,000
機 械 及 び 装 置	105,541	未 払 配 当 金	198
車両 運 搬 具	0	固 定 負 債	608,910
工具、器具及び備品	37,813	長 期 借 入 金	507,086
土 地	132,440	長 期 未 払 金	93,268
リ 一 ス 資 産	8,868	繰 延 税 金 負 債	3,650
建 設 仮 勘 定	19,030	リ 一 ス 債 務	4,586
無 形 固 定 資 産	25,958	資 産 除 去 債 務	319
ソ フ ト ウ エ ア	25,958	負 債 合 計	2,042,118
そ の 他	0	純 資 産 の 部	
投資 そ の 他 の 資 産	9,058	株 主 資 本	748,162
関 係 会 社 株 式	1,684	資 本 本 金	813,874
長 期 前 払 費 用	2,244	資 本 剰 余 金	214,928
破 産 更 生 債 権 等	32,621	資 本 準 備 金	136,025
そ の 他	5,129	そ の 他 資 本 剰 余 金	78,903
貸 倒 引 当 金	△32,621	利 益 剰 余 金	△280,214
資 産 合 計	3,000,683	利 益 準 備 金	2,332
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△282,546
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	61,173
		別 途 積 立 金	8,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△351,720
		自 己 株 式	△426
		新 株 予 約 権	210,401
		純 資 産 合 計	958,564
		負 債 純 資 産 合 計	3,000,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2024年5月1日から)  
(2025年4月30日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	2,237,768
売 上 原 価	1,333,081
売 上 総 利 益	904,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	795,971
營 業 利 益	108,715
當 業 外 収 益	
受 取 利 息	215
補 助 金 収 入	59,385
業 務 受 託 手 数 料	180
為 替 差 益	712
雜 収 入	168
そ の 他	3,064
當 業 外 費 用	63,725
支 払 利 息	33,972
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	131
手 形 売 却 損	1,384
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	18,120
そ の 他	1,907
經 常 利 益	116,924
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入	157
特 別 損 失	157
固 定 資 産 除 却 損	0
事 業 撤 退 損	247,134
税 引 前 当 期 純 損 失	130,052
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,376
法 人 税 等 調 整 額	841
當 期 純 損 失	12,218
	142,270

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年5月1日から )  
( 2025年4月30日まで )

(単位:千円)

資本金	株主資本							
	資本			剩余额	利益			
	資本準備金	その他資本	資本合計	利益準備金	固定資産	別途積立金	繰越利益	利益合計
当事業年度期首残高	810,462	132,612	78,903	211,516	2,332	63,606	8,000	△211,882 △137,943
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩						△2,432	2,432	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	3,412	3,412		3,412				
当期純損失							△142,270	△142,270
株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)								
当事業年度の変動額合計	3,412	3,412	—	3,412	—	△2,432	—	△139,837 △142,270
当事業年度末残高	813,874	136,025	78,903	214,928	2,332	61,173	8,000	△351,720 △280,214

	株主資本		新株予約権合計	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当事業年度期首残高	△426	883,607	195,558	1,079,166
事業年度中の変動額				
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
新株の発行 (新株予約権の行使)		6,825		6,825
当期純損失		△142,270		△142,270
株主資本以外の項目の当事業年度変動額 (純額)			14,843	14,843
当事業年度の変動額合計	—	△135,445	14,843	△120,602
当事業年度末残高	△426	748,162	210,401	958,564

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月20日

インスペック株式会社

取締役会 御中

監査法人アヴァンティア

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士	加 藤	大 佑
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	宮 澤	勇 貴
業 務 執 行 社 員			

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、インスペック株式会社の2024年5月1日から2025年4月30日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2024年5月1日から2025年4月30日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月23日

インスペック株式会社 監査役会

常勤監査役 後藤 勉 ㊞

監査役  
(社外監査役) 藤田 幸治 ㊞

監査役  
(社外監査役) 佐野 元彦 ㊞

以上

## 議案 第17回ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、対象者のうち当社の取締役に割り当てる新株予約権の全てが行使された場合に交付される当社普通株式数の合計は6,000株となり、これは発行済株式総数4,012,800株（2025年4月30日現在）の0.15%に相当し、希薄化率は軽微であることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。また、取締役の報酬としては、株主価値を重視した経営の推進を図ることを目的としていることから、本新株予約権の割当は相当であると判断しております。

### 1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を高めること等を目的に当社の取締役、監査役及び従業員に対し、以下の要領で新株予約権を発行するものであります。

## 2. 新株予約権の要領

### (1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役、監査役及び従業員

対象となる取締役の員数 7名（うち社外取締役3名）

対象となる監査役の員数 3名

### (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式20,000株を上限とし、当社取締役への割当数は6,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

### (3) 発行する新株予約権の総数

200個を上限とし、当社取締役への割当数は60個を上限とする。

その新株予約権の公正価額の総額を含めた取締役の報酬額は、2018年7月27日開催の第30期定時株主総会においてご承認いただいた「年額100百万円以内」（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬額は、2000年7月27日開催の第12期定時株主総会においてご承認いただいた「年額2,000万円以内」とする。

なお、新株予約権1個につき普通株式100株とする。ただし、前号に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

#### (4) 新株予約権の公正価額の算定方法

新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件を元に、ブラックショールズモデルを用いて算定する。なお、本新株予約権と引き換えるに金銭の払込みは要しないものとする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

#### (5) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込価額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が新株予約権発行後、時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株を発行する場合を除く。）を行う場合、または、当社が時価を下回る価額で自己株式を処分する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

#### （6）新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

#### （7）新株予約権の行使期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より10年以内とする。

#### (8) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または監査役、並びに従業員その他これに準ずる地位にあることを要するものとする。  
ただし、新株予約権の割当てを受けた者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来前に死亡した場合は、その権利を喪失する。なお、新株予約権の割当てを受けた者が新株予約権の権利行使期間到来後に死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。
- ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ④ その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

#### (9) 新株予約権の取得の事由及び条件

- ① 当社は、新株予約権者が当社の取締役・監査役もしくは従業員たる地位を喪失した場合には、当該未行使の新株予約権を無償にて取得することができる。
- ② 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部、または一部を放棄した場合は、当該新株予約権については無償にて取得することができる。
- ③ 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### (10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については取締役会の承認を必要とする。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

住 所 秋田県仙北市角館町古城山18-12

グランデールガーデン

T E L 0187-55-2600



J R 田沢湖線 角館駅より車で約 7 分

当日は角館駅より会場までの送迎バスを運行いたしますのでご利用ください。

送迎バス運行時間

9時10分発 / 9時45分発

お帰りの際のバスの出発時刻につきましては、当日ご案内いたします。